

東電福島第一原発トリチウム汚染水 海洋放出の方針決定をしないでください

2021年4月12日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
農林水産大臣 野上浩太郎 様
復興 大臣 平沢 勝栄 様
環境 大臣 小泉進次郎 様
外務 大臣 茂木 敏充 様

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、
原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、
チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

汚染水海洋処分方針の決定を急ぐ政府の姿勢に強く抗議し、以下を緊急に申し入れます。

記

1. 4月13日の「廃炉・汚染水対策関係閣僚会議」でALPS処理水の海洋放出を前提にした処分方針の決定を行わないこと。
2. 方針決定にあたっては、国民の反対や懸念、疑問に、真摯に応え、丁寧に説明を行い、国民との議論を行い、その結果を方針決定に誠実に反映すること。小委員会報告に対するパブコメの結果を早急に公示し、すべての意見に対する政府・小委員会の回答を示すこと。
3. そのような議論を保証し、政策決定の透明性を確保するために、福島県内及び、全国各地で公聴会を開催すること。(未だコロナ感染の収束が見られないばかりか、第4波も来ているような状況下では、公聴会等、国民的議論は困難です。そのような作業には、「コロナ禍」の収束を待って、さらに時間をかけるべきです。)

以上

抗議・要請の趣旨

860兆ベクレルのトリチウムをはじめストロンチウムなどの放射性物質を多量に含む汚染水である、多核種除去設備（ALPS）処理水（以下「トリチウム汚染水」と表記）を薄めて海洋放出する方針を、今月13日にも、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議で決定する予定と報道されています。

私たち8団体は、トリチウム汚染水の海洋放出に反対して6回の政府交渉を行ってきましたが、納得できる回答はなく、問題点が一層明らかになるばかりです。

福島県内の圧倒的多数が海洋放出反対でまとまっており、59自治体のうち44自治体の議会で決議等が上がっており、明確な反対は27で、賛成はありません。海洋放出で大きな被害を受ける漁業関係者は、福

島、宮城、茨城はもとより、全国漁業協同組合連合会として「漁業者の総意として絶対反対」しています。全漁連岸会長は、昨年10月の意見聴取で政府の「風評対策で望むことは何か」との質問に対して「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されました。今月7日の菅首相との面会でも「反対の考えはいささかも変わるものではない」と明言されています。「2020原発のない福島を！県民大集会実行委員会」が提起した「トリチウム汚染水の海洋放出に反対する署名」は45万筆を超え、さらに増え続けています。

「コロナ禍」で国民的議論が困難な中で、政府は関係者から形式的、一方的な意見聴取を強行し、国民の反対や懸念に対して真摯に向き合い丁寧に説明し、話し合う姿勢が見られません。報告書へのパブコメは4000通以上が寄せられ、その内容は反対や懸念、疑問が多数を占めていますが、政府は未だにそれらに対する説明責任を果たしていません。

国が国策として原子力政策を進めた結果引き起こされた東電福島第一原発事故により、福島県をはじめ被災地の多くの人々が放射能汚染と被ばくを強いられ、生業や生活を奪われるなどの被害を受けました。事故から10年を経ても被災地に元の生活は戻っていません。補償も支援策もほとんど打ち切られています。福島や周辺県の各地で事故前に比べ明らかに高い空間線量が続いています。東電福島第一原発の敷地境界はもとより、原発から何10キロも離れた地域でも、未だに「年間1mSv」を越える高い空間線量が実測され、「公衆の被ばく限度を守るべき法令」に違反の状態が今も続いています。

政府は、事故以来10年、住民や労働者に被ばくを押し付け憲法に保障された生存権などの人権を踏みにじってきました。トリチウム汚染水を海洋放出すれば、それは新たな故意の加害行為です。しかも、福島の漁業が試験操業からやっと本格操業へと進もうとしている今、漁業者の断固反対をも「押し倒して」方針決定を強行しようとするなど、言語道断です。

重大事故を起こした上に、大量の汚染水を発生させた責任を取ろうともせず、さらに放射能汚染と被ばくを国民に強いる「海洋放出」は受け入れられません。海洋の放射能汚染は福島のみならず、全国、全世界の問題です。

以下に、私たちが問題にしてきたことのいくつかを列挙します。

第1点 地下水の原子炉建屋流入を抑制するために、地下水の一部が海洋に排出されています。その際、「地下水以外で希釈しない」との約束（サブドレン及び地下水ドレンの運用方針）があります。高濃度の放射性物質が含まれるために海に排出されなかった地下水がトリチウム汚染水の約6%を占めており、トリチウム汚染水を海水で薄めて放出することは、この約束に違反です。

第2点 同じく地下水排出の決定の際に、「ALPS 処理水については、関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりませんとの答弁があります（2015年1月7日の第6回廃炉・汚染水対策福島評議会）。また、経済産業省は2015年8月24日、漁連に直接、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません。」とする文書回答を行っています。

全国漁連の岸会長は、4月7日の菅首相との面会で「反対という考えはいささかも変わるものではない」ときっぱり表明しました。今回海洋放出を決定すればそれは関係者の理解を得ていません。

第3点 政府も東電も「海洋放出する際は海水で希釈して基準を満たすから問題はない」と説明していま

すがこれは法令違反です。

政府の言う基準とは、東電福島第一原発を特定原子力施設に指定した際に「指示事項」の中で東電に求めている「発災以降に生じたがれきや汚染水等による被ばく線量の評価値を敷地境界で 1mSv/年未満とすること」を指しています。しかし、そもそも福島第一原発は事故時に生じたフォールアウトによる放射線により現在も敷地外の公衆の線量限度 1mSv/年を守れない違法状態です。原子力施設から放出される放射性物質の濃度限度を定めた「線量告示」の上位規則（通称「イチエフ規則」）には「敷地境界線量の算定には事故時に生じたフォールアウトによる線量を除外できる」という規定はありません。イチエフ敷地境界線量は極力減らさなければなりません。汚染水を環境に放出するのではなく敷地内に厳重に管理・保管すべきです。

第4点 放射性物質はロンドン条約で一切海洋投棄が禁止されています。2019年10月に開催されたロンドン条約/ロンドン議定書締約国会議では、福島第一原発の汚染水問題に対して既に憂慮を表明していた韓国に加え、中国、チリも憂慮を表明しています。その他にも今年6月に、海外から人権問題として、安倍元首相に抗議書が送られています。

私たちは、政府に、ロンドン条約/ロンドン議定書締約国として、ロンドン議定書の第7条「内水」の規定により、自国の裁量でトリチウム汚染水の海洋放出を禁止することを求めています。

ロンドン議定書第7条の2で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であつて、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」とされています。福島第一原発の排水口は内水域にあります。

第5点 海洋放出は原子力委員会決定違反

原子力委員会は1993年11月2日、「我が国としては、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋廃棄は選択しとしないものとする。」との決定を行っています。

小委員会報告書の「海洋放出が最も現実的」との結論から導かれる「東電福島第一原発トリチウム汚染水海洋放出」は、この決定に反しています。

第6点 トリチウムの環境への影響について、「影響がある」とする調査・研究が多数あり、「環境への影響はない」と断言すべきではありません。

第7点 昨年7月の交渉に参加された漁業者は、今もって試験操業であること、価格が風評により安いこと、最も利害のある漁業関係者に説明しないこと、漁連など多くの県民が反対していること、漁師を引き継ぐ子や孫に対する親として未来を示す責任など、苦悩と怒りをぶつけ、なんで海に流すのかと問い詰めました。

連絡先	原子力資料情報室	担当（片岡遼平）	Tel：03-6821-3211
	ヒバク反対キャンペーン	担当（建部 暉）	Tel&Fax：072-792-4628